

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

**マルシェ株式会社**

取締役社長 加藤洋嗣

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月22日（土曜日）午前10時30分  
（受付開始時刻 午前9時00分）
2. 場 所 大阪市中央区北浜東3-14  
エル・おおさか2階 エル・シアター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

株主懇親会は開催いたしません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告の「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.marche.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本提供書面に含まれる計算書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送またはFAX送信させていただきますので、当社人事総務部 (TEL : 06-6624-8100[平日午前9:00～午後6:00]) までお知らせください。

また、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しましたが、海外の政治・経済情勢の不確実性などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。外食産業におきましては、原材料価格の高騰や人手不足を背景とした人件費の上昇に加えて、地震や台風などの自然災害の影響も重なり厳しい環境が続きました。

このような経営環境の下、当社は「中期経営計画（3ヶ年計画）」の3年目として、「既存店立て直しを目的とした改善・改革」、「人材育成の強化」、「新業態の確立による事業規模の拡大」等を今期の重要課題として取り組んでまいりました。

「既存店立て直しを目的とした改善・改革」として、熟成とりかわのたれ焼「たれ皮」が名物の「炭火焼鳥ハッケン酒場」7店舗、「焼鳥屋さんの親子丼」等のお食事メニューを充実させた「八剣食堂」4店舗の新規出店及び業態変更を行い、お客様のご要望にお応えできるよう努めてまいりました。「人材育成の強化」として、毎月1回リーダー勉強会を実施し次期幹部候補生の育成とミステリーショッピングリサーチを活用した店長研修を昨年引き続き実施、店舗営業力の向上に努めてまいりました。「新業態の確立による事業規模の拡大」として、焼そばに特化しお食事とお酒が共存する新しいタイプのお店「焼そばセンター」6店舗、国産の具材にこだわり毎日店内仕込みの「餃子」をリーズナブルな価格で提供するお店「餃子食堂マルケン」2店舗の新規出店及び業態変更を行い、店舗網の拡大拡充に努めました。

このような取り組みを行った結果、当事業年度における経営成績は、売上高は85億87百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は72百万円（前年同期比17.6%減）、経常利益は1億15百万円（前年同期比7.9%減）、当期純利益は52百万円（前年同期は当期純損失37百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比	
			増 減	増減率 (%)
売 上 高(百万円)	8,540	8,587	46	0.5
営 業 利 益(百万円)	87	72	△15	△17.6
経 常 利 益(百万円)	125	115	△9	△7.9
当期純利益 (△損失) (百万円)	△37	52	89	-
1株当たり当期純利益 (△損失)	△4円64銭	6円51銭	11円15銭	-

## 【売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		増	減
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	1,012,554	11.9	1,120,857	13.1	108,302	10.7
八 剣 伝	2,486,539	29.1	2,482,990	28.9	△3,548	△0.1
居 心 伝	1,219,494	14.3	1,212,627	14.1	△6,867	△0.6
そ の 他	875,957	10.3	998,290	11.6	122,333	14.0
海 心 丸	138,383	1.6	72,693	0.8	△65,689	△47.5
樂 待 庵	165,474	1.9	153,344	1.8	△12,130	△7.3
八 右 衛 門	125,109	1.5	133,865	1.6	8,756	7.0
串 ま ん	50,449	0.6	41,387	0.5	△9,061	△18.0
バ ル ビ ダ	169,777	2.0	104,433	1.2	△65,343	△38.5
G O T T O	123,178	1.4	140,134	1.6	16,956	13.8
そ の 他	103,584	1.2	352,430	4.1	248,846	240.2
料飲売上高	5,594,545	65.5	5,814,765	67.7	220,219	3.9
《F C部門》						
ロイヤリティ等売上計	601,001	7.0	565,395	6.6	△35,605	△5.9
《商品部門》						
食 材 等 販 売	1,720,062	20.1	1,627,789	19.0	△92,272	△5.4
酒 類 等 販 売	421,408	4.9	381,433	4.4	△39,975	△9.5
食材、酒類等販売売上高	2,141,470	25.1	2,009,222	23.4	△132,248	△6.2
そ の 他 部 門 売 上 高	203,769	2.4	197,733	2.3	△6,035	△3.0
合 計	8,540,787	100.0	8,587,117	100.0	46,330	0.5

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、新規出店により58億14百万円、前年同期比3.9%の増となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	110.7%	108.3%	102.2%	97.6%	96.0%	101.7%
八剣伝	99.9%	98.3%	101.5%	98.2%	96.5%	101.8%
居心伝	99.4%	98.5%	100.9%	100.6%	99.8%	100.8%
その他	114.0%	122.0%	93.4%	96.4%	96.6%	99.7%
合 計	103.9%	103.8%	100.1%	98.4%	97.2%	101.2%

(注) 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C加盟店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は5億65百万円、前年同期比5.9%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が4億90百万円で前年同期比5.5%の減、加盟料収入は23百万円で前年同期比7.6%の増、販促物その他売上高が50百万円で前年同期比14.5%の減でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は20億9百万円で前年同期比6.2%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は16億27百万円で前年同期比5.4%の減、酒類等の販売は3億81百万円で前年同期比9.5%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門の売上高は1億97百万円で前年同期比3.0%の減となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は447店で、前期末店舗数比較で16店減少となりました。期間中の新規出店は23店、退店は39店でありました。

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)					当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数 増減数	期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数 増減数		
直営店	酔 虎 伝	13	4	1	16	3	16	2	1	17	1
	八 劍 伝	64	4	2	66	2	66	7	5	68	2
	居 心 伝	28	2	2	28	-	28	-	1	27	△1
	海 心 丸	3	-	-	3	-	3	-	2	1	△2
	串 ま ん	2	-	-	2	-	2	-	1	1	△1
	八 右 衛 門	3	1	-	4	1	4	-	-	4	-
	バ ル ビ ダ	9	-	5	4	△5	4	-	3	1	△3
	そ の 他	5	4	2	7	2	7	9	-	16	9
	小 計	127	15	12	130	3	130	18	13	135	5
F C 加盟店	酔 虎 伝	22	1	3	20	△2	20	-	1	19	△1
	八 劍 伝	298	4	23	279	△19	279	4	19	264	△15
	居 心 伝	21	-	4	17	△4	17	-	4	13	△4
	そ の 他	18	3	4	17	△1	17	1	2	16	△1
	小 計	359	8	34	333	△26	333	5	26	312	△21
	合 計	486	23	46	463	△23	463	23	39	447	△16

※F C加盟店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が10店、F C加盟店からの譲受が3店、他業態からの業態変更が5店で計18店でありました。退店は完全退店が5店、F C加盟店への譲渡が1店舗、他業態への業態変更が7店で計13店でありました。

	出店			計		退店				計
	新規出店	F C加盟店からの譲受	業態変更			完全退店	F C加盟店への譲渡	社員独立	業態変更	
酔虎伝	-	1	1	2	酔虎伝	-	-	-	1	1
八剣伝	5	2	-	7	八剣伝	3	1	-	1	5
居心伝	-	-	-	-	居心伝	1	-	-	-	1
その他	5	-	4	9	その他	1	-	-	5	6
計	10	3	5	18	計	5	1	-	7	13

【F C加盟店の出店及び退店の内訳】

F C加盟店の出店は新規出店が4店、直営店からの譲受が1店で計5店でありました。退店は完全退店が21店、直営店への譲渡が5店で計26店でありました。

	出店				計		退店			計
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	業態変更			完全退店	直営店への譲渡	業態変更	
酔虎伝	-	-	-	-	-	酔虎伝	-	1	-	1
八剣伝	3	1	-	-	4	八剣伝	17	2	-	19
居心伝	-	-	-	-	-	居心伝	2	2	-	4
その他	1	-	-	-	1	その他	2	-	-	2
計	4	1	-	-	5	計	21	5	-	26



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当事業年度において、新たに資金調達は行っておりません。

### 【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項 目	第47期 (2019年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	372
投資活動によるキャッシュ・フロー	△408
財務活動によるキャッシュ・フロー	△80
現金及び現金同等物の増減額	△116
現金及び現金同等物の期末残高	2,269

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが3億72百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが4億8百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが80百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて1億16百万円減少し、22億69百万円となりました。

### ② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営店の出店18店（内F C加盟店からの譲受3店、業態変更5店）等を行い、設備投資額は4億42百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	416
入居保証金等	26
合 計	442

## (3) 財産及び損益の状況

区 分	第44期 (2016年3月期)	第45期 (2017年3月期)	第46期 (2018年3月期)	第47期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高(百万円)	9,750	8,813	8,540	8,587
経常利益(百万円)	174	103	125	115
当期純利益(△損失)(百万円)	△275	107	△37	52
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△33.01	13.38	△4.64	6.51
総資産(百万円)	5,267	4,965	5,150	5,148
純資産(百万円)	3,116	3,058	2,941	2,911

#### (4) 対処すべき課題

当社は「真心第一でお客様にご来店いただき」を年度スローガンに制定し、全社レベルでの真心活動の実践を浸透させることで当社の想いを伝えてまいります。今後の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る施策として、「既存店の向上」では「ハッケン酒場」を中心とした業態変更を推進していくとともに、前期より取り組んでおります調理レベルの向上を図るマイスター制度の運用を強化してまいります。「新規出店」では「焼そばセンター」「餃子食堂マルケン」を第4の柱となる業態へ育成すべく出店してまいります。「F C事業強化」では、新規出店及び既存F C加盟店においても直営店同様に業態変更を促進いたします。

また当社は、以下を「対処すべき課題」と認識しております。

##### ① 既存直営店モデルの収益構造改革及び店舗営業力・各種業態のブランド力強化

経営効率の改善を図り、当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、まずは加盟店の模範となる既存直営店モデルの科学的分析手法を用いた収益構造改革の他、営業力や各種業態のブランド力強化を図るべく、既存顧客の満足度向上や新規顧客の獲得を導くためのマーケティング戦略の強化、Q S C（品質・サービス・清潔さ）の向上策、人材教育システムの強化・確立、人員不足の解消策等に努める必要があると認識しております。

##### ② 新規F Cパッケージの創出による更なる加盟店満足向上

当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店に新たなビジネスチャンスを提供すべく新規F Cパッケージを創出し、更なる加盟店満足を高めていく必要があると認識しております。

##### ③ 更なる加盟店フォロー体制構築等による加盟店満足向上

当社グループは多くの加盟店によって構成されております（店舗数は、P. 7をご参照ください）。当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店との共存共栄による当社グループ全体の成長が必要であると認識しております。そのような認識の下、当社は、既存直営店モデルの収益構造改革等を通じて蓄積したノウハウを活かし、加盟店が抱える諸問題に対して更に的確に対応し得る加盟店フォロー体制の構築を図り、加盟店満足の向上を図る必要があると認識しております。

④ 競争力強化のためのリスク管理体制の見直し及びコーポレートガバナンスの強化

競争力を高めるとともに経営効率を高めていくために、ERM（全社的リスクマネジメント）の構築や管理会計の強化等、リスク管理体制の再構築が必要であると認識しております。

また、「社会の公器」として、コーポレートガバナンス・コードを意識した透明性の高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが必要であると認識しております。

### (5) 主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

事業部門の名称	事業内容
料飲部門	
酔虎伝	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成を取り、大衆価格による料飲の提供
八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
居心伝	“女性も入りやすい低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供
その他	上記以外の業態
F C 部門	F C 加盟店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通してF C 加盟店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 F C 加盟店への設備の販売等

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等 (2019年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 阿 倍 野 区
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区
東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 西 区
岡 山 支 店	岡 山 市 北 区
広 島 支 店	広 島 市 安 佐 南 区
九 州 営 業 所	福 岡 県 糟 屋 郡 粕 屋 町

② 直営店舗 (2019年3月31日現在)

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
宮 城 県	5	兵 庫 県	24
東 京 都	9	岡 山 県	6
埼 玉 県	2	愛 媛 県	2
千 葉 県	4	広 島 県	5
神 奈 川 県	1	福 岡 県	3
愛 知 県	10	熊 本 県	2
京 都 府	6	合 計	135
大 阪 府	56		

③ 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	184名	3名増	40歳5ヶ月	9年7ヶ月
女 性	38名	1名増	38歳6ヶ月	10年5ヶ月

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、1,477名(前事業年度末比 136名増)となります。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2019年3月31日現在）

- |     |            |             |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数   | 34,201,600株 |
| (2) | 発行済株式の総数   | 8,550,400株  |
| (3) | 株主数        | 16,025名     |
| (4) | 1単元の株式数    | 100株        |
| (5) | 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
チムニー株式会社	954	11.8%
アサヒビール株式会社	611	7.6%
麒麟麦酒株式会社	270	3.3%
サントリー酒類株式会社	161	2.0%
株式会社三井住友銀行	160	1.9%
谷 垣 雅 之	140	1.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	102	1.2%
日本生命保険相互会社	102	1.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	78	0.9%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（521,998株）を控除して計算しております。  
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 洋 嗣	
取締役会長	谷 垣 雅 之	
取締役	田 中 浩 子	立命館大学食マネジメント学部教授
取締役	持 永 政 人	摂南大学経済学部教授
常勤監査役	津 呂 祐 次	
監査役	田 浦 清	弁護士 田浦清法律事務所所長
監査役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所所長 B T J 税理士法人代表社員 株式会社ドーン取締役 アトラ株式会社社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役田中浩子氏及び同持永政人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役田浦清氏及び同岩田潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役田中浩子氏及び同持永政人氏並びに社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役	4名	26,280
(内 社 外 取 締 役)	( 2名 )	(7,200)
監 査 役	3名	12,600
(内 社 外 監 査 役)	( 2名 )	(6,600)
合 計	7名	38,880

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、1991年11月5日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月25日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当社と当該他の法人等の特別な関係はございません。



② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 中 浩 子	当期開催の取締役会には16回中15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	持 永 政 人	当期開催の取締役会には16回中16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田 浦 清	当期開催の取締役会には16回中16回、監査役会には11回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	岩 田 潤	当期開催の取締役会には16回中15回、監査役会には11回中11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

### (3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。
- 2) 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 3) 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
  - 2) リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
  - 3) リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
  - 4) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
  - 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
  - 2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
  - 3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 1) 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
  - 2) 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
  - 3) 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
  - 4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
  - 2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
  - 3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
  - 4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
  - 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
  - 4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
  - 5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の仕事の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- ⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその仕事の実行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の実行に必要な範囲と認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
- 2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を11回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制

当社はPDCAサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

#### ④ コンプライアンス

当社は、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

#### ⑤ 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

### (3) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、2015年6月1日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応すべく、2015年12月4日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更にも同コードへの遵守に努めた結果等により、2018年11月12日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

### (4) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という）の有効期間は、2019年6月22日開催予定の当社第47回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）終了の時までとなっており、当社は2019年5月13日開催の取締役会において本プランを継続しないことを決議しております。

本プラン非継続の理由につきましては、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。その結果、買収防衛策をめぐる近時の動向や当社を取り巻く経営環境の変化等を鑑み、本定時株主総会終了の時をもって、本プランは継続しないことといたしました。

なお、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.marche.co.jp>) に掲載しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,884,000</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,564,360</b>
現金及び預金	2,269,093	買掛金	770,113
売掛金	423,123	未払金	447,954
商品及び製品	13,628	未払費用	10,217
原材料及び貯蔵品	36,925	未払法人税等	68,185
前払費用	75,021	前受金	4,708
その他	66,228	預り金	66,430
貸倒引当金	△20	前受収益	42,066
		賞与引当金	69,007
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,264,490</b>	株主優待引当金	30,059
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,277,956</b>	資産除去債務	1,387
建物	944,564	その他	54,228
構築物	22,610	<b>固 定 負 債</b>	<b>672,130</b>
工具、器具及び備品	84,380	繰延税金負債	17,417
土地	198,805	資産除去債務	195,164
建設仮勘定	27,596	長期預り保証金	368,640
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>87,986</b>	その他	90,908
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>898,546</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,236,491</b>
投資有価証券	12,295	<b>純 資 産 の 部</b>	
出資金	41	株主資本	2,908,511
長期貸付金	21,178	資本金	1,510,530
破産更生債権等	9,094	資本剰余金	1,619,390
長期前払費用	12,079	資本準備金	816,726
差入保証金	851,711	その他資本剰余金	802,663
その他	16,829	利益剰余金	231,910
貸倒引当金	△24,683	その他利益剰余金	231,910
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,148,491</b>	繰越利益剰余金	231,910
		自己株式	△453,319
		評価・換算差額等	3,488
		その他有価証券評価差額金	3,488
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,911,999</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,148,491</b>



# 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,587,117
売 上 原 価	3,423,031
売 上 総 利 益	5,164,085
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,092,074
営 業 利 益	72,011
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,500
受 取 配 当 金	464
受 取 家 賃 金	18,766
解 約 返 戻 金	8,555
そ の 他	18,232
営 業 外 費 用	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,236
そ の 他	700
経 常 利 益	115,594
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益 金	407
受 取 補 償 金	35,545
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,394
固 定 資 産 売 却 損	15,689
減 損 損 失	31,358
貸 貸 借 契 約 解 約 損	1,440
税 引 前 当 期 純 利 益	100,665
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,944
法 人 税 等 調 整 額	3,493
当 期 純 利 益	52,227

# 会計監査人の会計監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久世 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び重要な使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「会社の支配に関する基本方針の実現のための取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 津 呂 祐 次 ㊟

監 査 役 田 浦 清 ㊟

監 査 役 岩 田 潤 ㊟

(注) 監査役 田浦 清 及び 岩田 潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関しましては、将来の事業展開や経営体質の強化のための資金を確保しつつ、配当金に関しましては、基準配当金額を設定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には配当性向等を勘案して利益還元を行うことを基本方針といたします。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり5円 総額 40,142,010円

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月24日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かとうひろつぐ 加藤洋嗣 (1973年9月8日生)	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社関西八剣伝統括次長 2014年1月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 2014年4月 当社執行役員社長 2014年6月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長 現任	9,600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 加藤洋嗣氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、現在は代表取締役として当社全体を指揮しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	たにがきまさゆき 谷垣雅之 (1962年11月21日生)	1992年4月 当社入社 1997年6月 当社取締役（人事総務部長） 1999年4月 当社常務取締役（管理本部副本部長兼経営企画室長） 2000年4月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役 2014年6月 当社取締役相談役 2015年6月 当社取締役会長 現任	140,976株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 谷垣雅之氏は、1997年に取締役に就任した後、常務取締役、代表取締役、取締役相談役を歴任し、当社における豊富な経験と事業全般に関する高度な知見を有しており、現在は取締役会長として企業体質の強化に注力しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	たなかひろこ 田中浩子 (1965年4月1日生)	1989年4月 同志社女子大学公衆栄養学研究室 実習助手 1991年4月 京都府栄養士会入会 (管理栄養士) 1999年10月 有限会社田中浩子事務所 (現 株式会社Taste One) 設立 同代表取締役 2007年4月 大手前栄養学院専門学校非常勤講師 2008年6月 当社取締役 現任 2011年7月 大阪成蹊大学マネジメント学部准教授 2014年4月 大阪成蹊大学マネジメント学部教授 2016年4月 県立広島大学大学院経営管理研究科教授 2018年4月 立命館大学食マネジメント学部教授 現任	5,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>田中浩子氏は、管理栄養士として得た、食生活コンサルティングや管理栄養士のビジネスマネジメントの豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営に対して、意見・アドバイスをいただくため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	もちながまさひと 持永政人 (1956年9月2日生)	2002年4月 藤田観光株式会社 人事部長 2003年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人 2006年3月 フォーシーズンズホテル 椿山荘東京 総支配人 2010年4月 摂南大学経済学部 教授 現任 2011年6月 当社取締役 現任	5,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>持永政人氏は、過去に会社経営に関与した事はありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また摂南大学経済学部教授であり、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

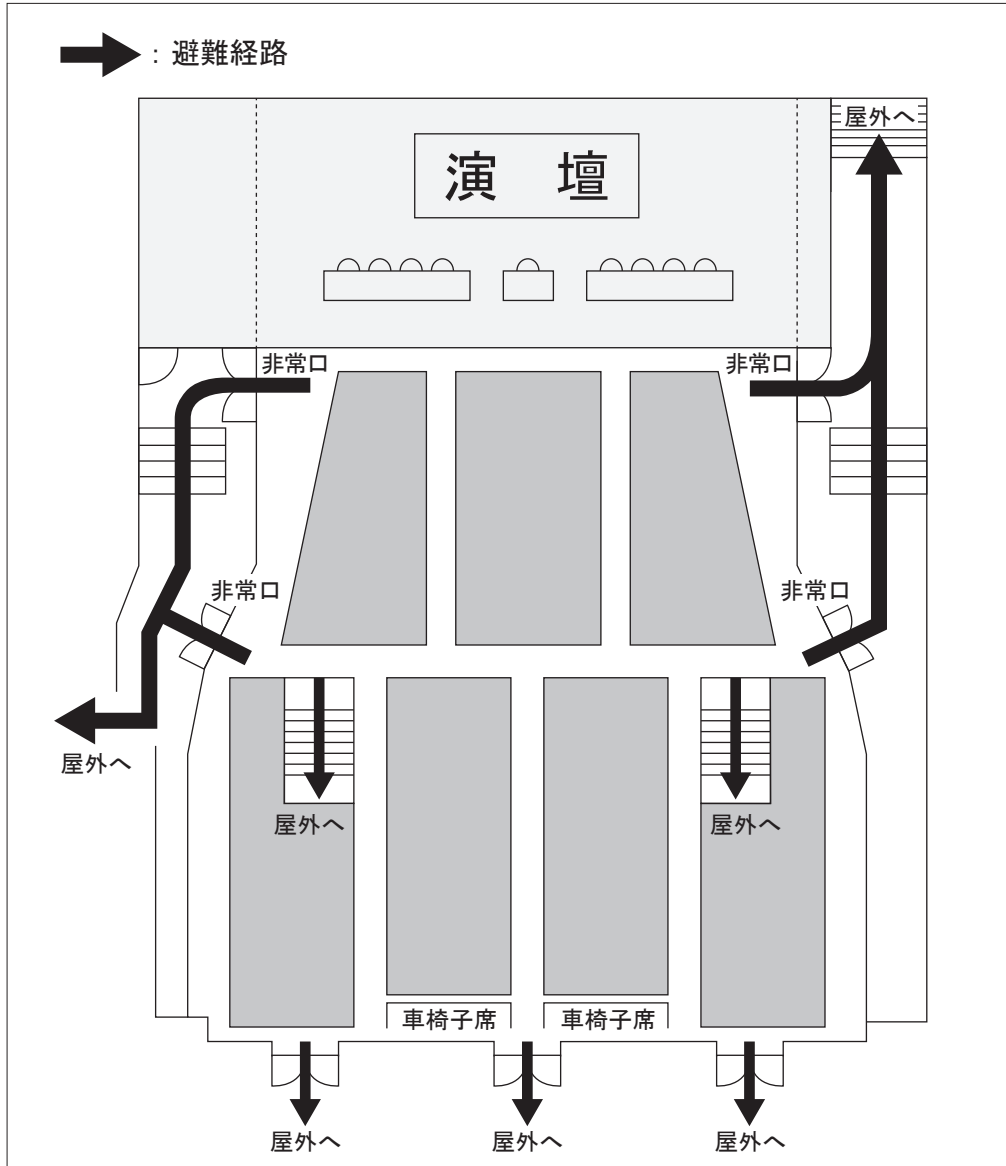
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中浩子氏及び持永政人氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中浩子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
4. 持永政人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
5. 当社は、田中浩子氏及び持永政人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、田中浩子氏及び持永政人氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

以上



# 株主総会避難経路図

【エル・おおさか2階 エル・シアター】



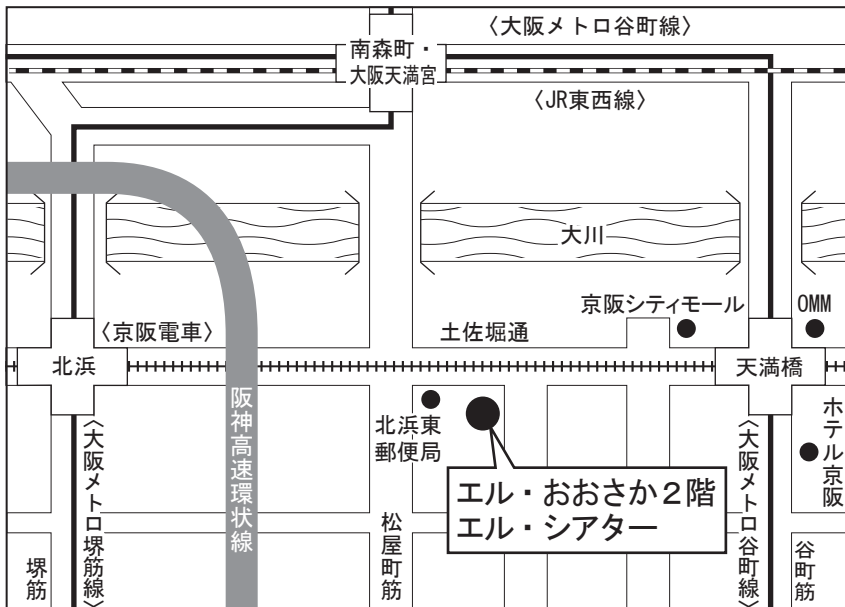
## 株主総会会場ご案内図

### ■会場のご案内

大阪市中央区北浜東3-14

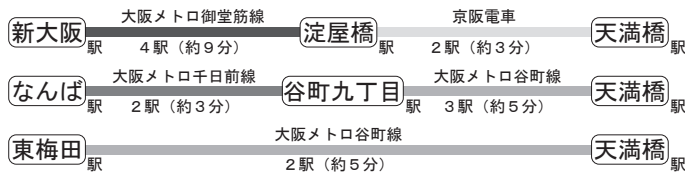
エル・おおさか2階 エル・シアター

ご連絡先 06-6942-0001



- 京阪電車「天満橋駅」東改札口より西へ徒歩4分
- 大阪メトロ谷町線「天満橋駅」2番出口より西へ徒歩4分

### ■交通のご案内



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。)